平成２９年（フ）第１９５号
静岡県浜松市中区向宿２丁目27番33号メゾンシュク202号室、前住所北海道札幌市白石区本郷通２丁目北３番18―203号
債務者　中村　太一
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１４２５号
横浜市南区清水ケ丘204番地34　竹内アパート103
債務者　山口　隆次
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８７号
静岡県浜松市東区笠井町1365番地の１ドーソン102
債務者　木村　孝志
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
静岡県浜松市東区笠井町1365番地の１ドーソン102
債務者　木村　麻紀
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２８８号
千葉県船橋市八木が谷３丁目28番８号
破産者　菊地　哲平
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３３５号
千葉県市川市国分３丁目22番６号（サマーハイツ201号）
破産者　飯澤えり子
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１８４号
埼玉県新座市野火止８丁目24番８号
破産者　株式会社誠光堂ホットスタンプ
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１９号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室8311番地１
破産者　有限会社細田拓建
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４２０号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室8310番地
破産者　有限会社細田工務店
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９６号
千葉県浦安市富士見２丁目３番26―405号
セブントレジャー
破産者　合田　英二
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５４３号
大阪府和泉市箕形町１丁目６―22、商業登記簿上の本店所在地大阪府和泉市和気町４丁目７番２―105号
破産者　有限会社エルアンドアール
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
名古屋市中区新栄１丁目６番20号
破産者　株式会社ＤＥＬＴＡ　ＳＴＯＲＭ
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８４号
東京都日野市落川140番地の20
破産者　今村　輝夫
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６１号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目８番地28
破産者　株式会社まいんず
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１９７号
神奈川県三浦郡葉山町一色2511番地の36
破産者　株式会社マリン・ギア
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５３６号
静岡県島田市横岡1073番地の６
破産者　高栄産業株式会社
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２９号
名古屋市西区中小田井２丁目６番地
破産者　有限会社一番街
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１２７号
大阪府四條畷市蔀屋398番12号
破産者　株式会社カナビック
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８号
島根県出雲市天神町74番地２
破産者　有限会社えんまん亭
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部